

東京あだち校舎トレーニングルーム利用規則

（目的）

第1条 この規則は、文教大学東京あだち校舎トレーニングルーム（以下「トレーニングルーム」という。）の利用について必要な事項を定める。

（利用者）

第2条 トレーニングルームを利用できるもの（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者のうち、トレーニングルーム利用講習を受け、利用を許可された者のみ利用できる。

- 一 本学の学生（大学院生を含む）
- 二 本学の教職員
- 三 東京あだち校舎学生委員会校舎責任者が特に許可した者

（利用許可）

第3条 トレーニングルームの利用許可は以下の方法で行う。

- 一 トレーニングルーム利用講習会（資料閲覧）を受講する。
- 二 所定の確認テストに合格する。

（利用施設・用具）

第4条 利用できる施設・用具はトレーニングルーム内の以下のものとする。

- 一 筋力トレーニングマシン（パワーラック、マルチマシン）
- 二 バーベルとベンチ、ウェイト、ダンベル
- 三 ランニングマシン
- 四 ストレッチングマット

（利用可能時間）

第5条 利用できる時間は、9時～21時とし、一回当たり90分以内とする。なお、詳細は別途定める。

（利用方法）

第6条 利用する場合は、以下の手続きを取る。

- 一 守衛室で学生証・職員証と引き換えトレーニングルームの鍵を借りる。なお、確認テスト合格者の名簿に名前の記載がある人のみ利用可能とする。
- 二 使用後は、エアコンと照明のスイッチを切り、施錠し退室する。
- 三 守衛室に鍵を返却する。その際に、施設・用具の破損や不具合があれば報告する。

(利用上の留意事項)

第7条 以下の事項に留意して利用する。

- 一 屋内履きを着用する。
- 二 他の利用者とお互いに安全に留意して利用する。
- 三 事故発生や体調不良の場合は、速やかにトレーニングルーム外の内線電話機にて守衛室に連絡する。

(改廃)

第8条 本規則の改廃は、東京あだち校舎学生委員会の議による。

附則

本規則は、令和4年4月6日から施行する。

附則

本規則は、令和4年5月11日から施行する。